

一宮告示第170号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

一宮市長 中野 正康

1. 委託相手方 一宮市公園通3-30-6
弁護士法人 公園通法律事務所
代表 弁護士 瀧 康暢

2. 使用料の詳細

使用料	根拠規定
一宮市営住宅家賃	一宮市営住宅条例第19条
一宮市営住宅約定使用損害金	一宮市営住宅条例第41条

3. 委託の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日